

年金記録訂正請求に係る答申について

近畿地方年金記録訂正審議会
平成 29 年 8 月 31 日 答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 3件

厚生年金保険関係 3件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 2件

国民年金関係 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1700103号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1700071号

第1 結論

請求者のA社における平成21年12月31日の標準賞与額を10万円に訂正することが必要である。

平成21年12月31日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成21年12月31日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和44年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成21年12月

平成21年12月にA社から賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料を控除されたにもかかわらず、厚生年金保険の記録では、当該賞与の記録が無い。

請求期間の賞与に係る給与支給明細書を提出するので、賞与の記録を認めてほしい。

なお、A社の給与及び賞与等の経理事務については、関連会社であるB社が行っていた。

第3 判断の理由

請求者から提出された平成21年12月分賞与に係る給与支給明細書及びA社の給与計算事務を行っていたとするB社の経理事務担当者の陳述から判断すると、請求者が、請求期間にA社から10万円の賞与の支払を受け、当該賞与額に見合う標準賞与額10万円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間に係る賞与の支給日については、A社が既に清算終了しており、請求期間当時の事業主から回答を得られない上、前述の経理事務担当者も賞与の支給日が分かる資料等が無いとしているため、当該賞与の支給月の月末である平成21年12月31日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、請求期間当時の事業主からは、請求者の当該期間の賞与支払に係る届出及び厚生年金保険料納付について回答を得られず、このほかに、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を年金事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1700060号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1700072号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額を平成15年7月4日は23万2,000円、平成19年7月6日は21万6,000円に訂正することが必要である。

平成15年7月4日及び平成19年7月6日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成15年7月4日及び平成19年7月6日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和34年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成15年7月
② 平成19年7月

年金事務所からA社の賞与に係る照会文書が届き、年金記録を確認したところ、平成15年7月及び平成19年7月の標準賞与額の記録がないことが分かった。

請求期間①及び②に賞与の支給を受け、当該賞与から厚生年金保険料を控除されたことを確認できる賞与支給明細を提出するので、当該各期間に係る標準賞与額の記録を認めてほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された賞与支給明細及び貯蓄総合口座通帳並びにA社から提出された賞与支給明細一覧表により、請求者が、請求期間①に23万2,000円、請求期間②に21万6,000円の賞与の支払を受け、当該各賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、賞与の支給日については、前述の貯蓄総合口座通帳における賞与入金日から、請求期間①は平成15年7月4日、請求期間②は平成19年7月6日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間①及び②に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明と回答しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1700130号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1700074号

第1 結論

請求者のA社(現在は、B社)における請求期間①から⑪までの各期間に係る賞与支払日及び標準賞与額については、別表に挙げる賞与支払日及び標準賞与額に訂正することが必要である。

請求期間①から⑪までの標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る請求期間①から⑪までの標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和15年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成15年7月
② 平成15年12月
③ 平成16年7月
④ 平成16年12月
⑤ 平成17年7月
⑥ 平成17年12月
⑦ 平成18年7月
⑧ 平成18年12月
⑨ 平成19年7月
⑩ 平成19年12月
⑪ 平成20年7月

厚生年金保険の記録では、請求期間①から⑪までの各期間に係る標準賞与額の記録が無いが、当該各期間において、A社から賞与が支払われ、当該各賞与から厚生年金保険料を控除されていた。

請求期間について、年金額に反映するように、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

B社から提出された請求者に係る賞与支給明細及び同社の事業主の陳述により、請求者は、請求期間①から⑪までの各期間において、別表に挙げる標準賞与額に見合う額の賞与の支払を受け、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により当該各賞与から控除されていたことが認められる。

また、賞与支払日については、請求期間①から⑪までの各期間に係る厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成22年9月27日付けで事業主からC年金事務所に提出された厚生年金保険被保険者賞与支払届(以下「賞与支払届」という。)に記載されている賞与支払年月日により、別表に挙げる賞与支払日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、

事業主は、請求期間①から⑩までの各期間について、請求者に係る賞与支払届を事務的な遺漏により期日を経過して年金事務所に提出した旨回答しており、当該各期間に係る厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成22年9月27日付けで当該届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、請求者の当該各期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

別表

請求者氏名 : 男

基礎年金番号 :

請求期間	賞与支払日	標準賞与額
① 平成 15 年 7 月	平成 15 年 7 月 15 日	32 万円
② 平成 15 年 12 月	平成 15 年 12 月 10 日	34 万円
③ 平成 16 年 7 月	平成 16 年 7 月 15 日	32 万円
④ 平成 16 年 12 月	平成 16 年 12 月 10 日	32 万円
⑤ 平成 17 年 7 月	平成 17 年 7 月 15 日	30 万円
⑥ 平成 17 年 12 月	平成 17 年 12 月 10 日	33 万円
⑦ 平成 18 年 7 月	平成 18 年 7 月 15 日	32 万円
⑧ 平成 18 年 12 月	平成 18 年 12 月 10 日	33 万円
⑨ 平成 19 年 7 月	平成 19 年 7 月 15 日	32 万 5,000 円
⑩ 平成 19 年 12 月	平成 19 年 12 月 10 日	33 万円
⑪ 平成 20 年 7 月	平成 20 年 7 月 15 日	33 万円

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1700122号
厚生局事案番号 : 近畿(国)第1700028号

第1 結論

平成9年4月から同年9月までの請求期間並びに平成11年2月及び同年3月の請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和27年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成9年4月から同年9月まで
② 平成11年2月及び同年3月

請求期間①について、平成9年3月に会社を退職したので失業保険を受給することになり、同年4月30日にA県B市役所において国民年金の第1号被保険者となる届出を行い、国民年金保険料は、同年中に一括納付した。また、当該届出に必要な書類を書き留めたメモ(以下「メモ①」という。)には「4/30に届出㊟」と記載されており、請求期間①の国民年金保険料額を書き留めたメモ(以下「メモ②」という。)も所持している。

請求期間②について、時期は定かではないが、B市役所において第3号被保険者から第1号被保険者への種別変更の届出を行い、当該期間を含む平成11年2月から同年8月までの期間の国民年金保険料は、平成11年8月27日に、C銀行(現在は、D銀行)E支店の窓口において、納付書を使用して一括納付した。また、平成11年分の所得税の確定申告書控(以下「確定申告書控」という。)を見ると、社会保険料控除欄に国民年金として支払保険料額が記載されている。

請求期間①及び②について、私が所持しているこれらの資料から国民年金保険料を納付したことは明白なので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①について、請求者は、平成9年4月1日付けの第1号被保険者となる届出は、同年4月30日にB市役所において行い、当該期間の国民年金保険料は、同年中に一括納付した旨主張しており、メモ①及びメモ②を提出している。

しかしながら、メモ①を見ると、国民年金の届出に必要な「年金手帳」のほかに、「4/30に届出㊟」と記載されているが、届出を行った年及び届出の名称が記載されていない。

また、仮に、メモ①に記載された「4/30に届出㊟」を国民年金の届出を行った月日とするならば、前述の記載のほかに、「主人の厚生年金番号(又はコピー)」、「主人の健康保険証」等の第3号被保険者となる届出等に必要な書類の記載が確認できることから、第1号被保険者となる届出に必要な書類を書き留めたとする請求者の主張と符合しない。

さらに、請求者に係るB市の被保険者台帳を見ると、平成9年4月1日付け国民年金の第1号被保険者資格の取得届に係る入力処理は、平成11年5月6日に同市において行われており、オンライン記録によると、当該取得届に係る入力処理は、請求期間①直後の平成9年10月7日付け第1号被保険者から第3号被保険者への種別変更届及び平成11年2月1日付け第3号被保険者から第1号被保険者への種別変更届に係る入力処理と共に、平成11年6月10日にF社会保険事務所(当時)において行われていることが確認できる。

これらの事情から判断すると、請求者に係る平成9年4月1日付けの第1号被保険者となる届出は、平成11年4月30日又は同年5月6日に、請求期間①後の第3号被保険者に係る届出と共にB市役所で行われたものと推認でき、当該届出時点において、請求期間①の国民年金保険料を納付する場合は、過年度保険料として遡って納付することになり、平成9年中に当該期間の国民年金保険料を納付したとする請求者の主張とは符合しない。

加えて、メモ②を見ても、請求期間①に係る国民年金保険料月額（1万2,800円）及び月数（6か月）と符合する「6か月→12,800円×6=76,800」の記載が確認できるが、当該期間の国民年金保険料が納付されていたことを確認することはできない。

請求期間②について、請求者は、時期は定かではないが、B市役所において第3号被保険者から第1号被保険者への種別変更の届出を行い、当該期間を含む平成11年2月から同年8月までの期間の国民年金保険料は、平成11年8月27日に納付書を使用して一括納付した旨主張しており、平成11年2月から同年12月までの国民年金保険料の合計額（14万6,300円）を社会保険料控除欄に記載した平成11年分の確定申告書控を提出している。

しかしながら、請求者の主張どおりに請求期間②を含む平成11年2月から同年8月までの期間の国民年金保険料を平成11年8月27日に納付した場合、過年度保険料（国庫金）の納付書及びB市の現年度保険料の納付書の両方を使用して納付することになるが、請求者から、これら両方の納付書を使用して納付した旨の陳述は無い。

また、オンライン記録によると、平成12年12月8日に、請求者に対し過年度保険料の納付書が作成されており、同日時点において、過年度納付が可能な第1号被保険者期間は請求期間②のみであることから、当該納付書は請求期間②に係るものと考えられ、同日時点において、請求期間②の国民年金保険料は未納と記録されていたことがうかがえる。

なお、請求者から提出のあった確定申告書控には税務署の收受印が無く、当該控に記載された確定申告額が、実際に税務署が受理した申告書の記載内容と同じであったか確認できない。

請求期間①及び②について、請求者に係るB市の国民年金被保険者名簿を見ると、当該期間の国民年金保険料が納付されていたことを示す記録は見当たらない。

また、請求期間①及び②は、基礎年金番号制度が導入された平成9年1月以降の期間であり、年金記録における事務処理の機械化が一層促進され、基礎年金番号に基づき、記録管理の強化が図られていることから、収納の記録漏れ等の誤りが生じる可能性は低いものと考えられる。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1700128号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1700073号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和52年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成8年2月6日から同年3月26日まで

請求期間において、A社にB職として勤務していたが、厚生年金保険の被保険者記録がない。

将来の年金額が少しでも増えると助かるので、請求期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出されたA社に係る給料支払明細書、タイムカード及び在職証明書並びに同社の回答から、請求者が請求期間において同社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、請求者が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることが要件であるところ、A社は、「請求者の厚生年金保険被保険者資格の取得に係る届出は行っておらず、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料は控除していない。」旨回答している。

また、請求者から提出された給料支払明細書において、請求期間に係る厚生年金保険料の控除は確認できない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について、確認又は推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。